

第 39 号 議 案

契約の締結の一部変更について

令和 4 年 9 月定例会で可決された主要地方道長崎南環状線道路改良工事（(仮称) 江川トンネル）に係る契約中契約金額「9,422,405,300円」を「10,944,041,900円」に変更するものとする。

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事 平 田 研

（提案理由）

主要地方道長崎南環状線道路改良工事（(仮称) 江川トンネル）について、地質が脆弱だったことにより、支保パターンの変更・補助工法を追加したこと及び工事事故防止のため鏡吹付工を追加したことなどにより、請負代金額の変更契約を行うものであるが、このことについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。